

CASBEE評価員登録制度要綱

- 第1章 総 則
- 第2章 評価員講習・試験・登録
- 第3章 評価員の業務等
- 第4章 調査および情報提供
- 第5章 雑 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「財団」という。）が行う、建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE」という。）を用いて建築物の環境性能を評価する専門技術者「評価員」の登録および業務に関する事項を定め、評価員による的確な評価を推進することにより環境性能の優れた建築物の普及推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 評価員

本条第四号に規定するCASBEE評価ツールを用い、客観的な評価が可能な専門知識、技術を有する者で、第6条に規定する評価員試験に合格し、財団の登録者名簿に登録された者を「CASBEE評価員」（以下「評価員」という。）とする。本要綱では、「CASBEE建築評価員」（以下「建築評価員」という。）、「CASBEE戸建評価員」（以下「戸建評価員」という。）、「CASBEE不動産評価員」（以下「不動産評価員」という。）を総称して評価員と呼ぶ。

二 建築評価員

戸建住宅を除く建築物、並びに住戸ユニットの新築、運用、改修時におけるCASBEE評価、及びCASBEE-インテリアスペースの評価に必要な知識・技能を有する専門技術者をいう。

三 戸建評価員

戸建住宅、並びに住戸ユニットの新築、運用、改修時におけるCASBEE評価に必要な知識・技能を有する専門技術者をいう。

四 不動産評価員

CASBEE-不動産、及びCASBEE不動産マーケット普及版の評価に必要な知識・技能を有する専門技術者をいう。

五 CASBEE評価ツール

「CASBEE新築」、「CASBEE既存」、「CASBEE改修」、「CASBEE新築（簡易版）」、「CASBEE既存（簡易版）」、「CASBEE改修（簡易版）」、「CASBEE-建

築（新築）」、「CASBEE-建築（既存）」、「CASBEE-建築（改修）」、「CASBEE-短期使用」、「CASBEE戸建-新築」、「CASBEE-戸建（新築）」、「CASBEE戸建-既存」、「CASBEE-住戸ユニット（新築）」、「CASBEE-インテリアスペース」、「CASBEE-不動産」、「CASBEE不動産マーケット普及版」の各評価ツールをいう。

（評価員養成委員会等）

第3条 財団はCASBEE評価員登録制度に関する業務を円滑に実施するため、次の各号に定める委員会及び部会（以下「評価員養成委員会等」という。）を設置する。

- 一 CASBEE建築評価員養成委員会（以下「建築養成委員会」という。）
 - 二 CASBEE戸建評価員養成部会（以下「戸建養成部会」という。）
 - 三 CASBEE不動産評価員養成委員会（以下「不動産養成委員会」という。）
- 2 この要綱の改正または実施要領等の制定および事業運営上における重要事項については、評価員養成委員会等の議を経なければならない。
- 3 評価員養成委員会等の運営等に関する必要な事項については、別に定める。

第2章 評価員養成講習・試験・登録

（評価員養成講習）

第4条 財団は、評価員の養成および評価に関する技術の向上を図ることを目的としたCASBEE評価員養成講習（以下「講習」という。）を実施する。

- 2 講習には、戸建住宅を除く建築物を評価対象とする「CASBEE建築評価員講習」および戸建住宅を評価対象とする「CASBEE戸建評価員講習」、CASBEE-不動産を対象とする「CASBEE不動産評価員講習」が含まれる。
- 3 講習は、原則として、毎年度1回以上実施する。
- 4 講習の運営および講習の実施に必要な事項については、別に定める。

（評価員養成認定講習）

第5条 財団は、財団以外の法人・組織が開催する講習会のうち、前条に定める講習と同等の内容であると認められる場合、これをCASBEE評価員認定講習として認定することができる。

- 2 CASBEE評価員認定講習の実施とその種別は、前条第1項及び第2項の定めに従うものとする。
- 3 講習の認定に必要な事項については、別に定める。

（評価員試験）

第6条 財団は、評価員としての適格性を確認するための評価員試験（以下「試験」という。）を実施する。試験には、建築評価員としての適格性を確認するための「CASBEE建築評価員試験」と、戸建評価員としての適格性を確認するための「CASBEE戸建評価員試験」、不動産評価員としての適格性を確認するための「CASBEE不動産評価員試験」が含まれる。

- 2 試験は、原則として、毎年度1回以上実施する。
- 3 試験は、各評価員の対象とするCASBEE評価ツールに関する必要な知識についての学科試

験とする。

- 4 試験を厳正かつ公正に実施するため、建築養成委員会、戸建養成部会、不動産養成委員会の下にそれぞれ建築試験部会、戸建試験部会、不動産試験問題作成部会（以下「試験部会」という。）を設置する。
- 5 試験部会の運営および試験の実施に必要な事項については、別に定める。

（受験資格）

第7条 試験の受験資格は次のとおりとする。

- 一 「CASBEE建築評価員試験」の受験資格は、建築士法に基づく一級建築士で、かつ、CASBEE建築評価員講習又はCASBEE建築評価員認定講習の修了者とする。
 - 二 「CASBEE戸建評価員試験」の受験資格は、建築士法に基づく一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、かつ、CASBEE戸建評価員講習又はCASBEE戸建評価員認定講習の修了者とする。
 - 三 「CASBEE不動産評価員試験」の受験資格は、CASBEE不動産評価員講習又はCASBEE不動産評価員認定講習の修了者とする。
- 2 前項に定める者のほか、財団の理事長が養成委員会等の議を経て、前項と同等以上の資格又は実務経験を有すると認めた者。
 - 3 講習修了者の受験有効期間は次によるものとする。
 - 一 講習修了者の受験資格は講習終了日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとし、期間内に受験できなかった場合は再受講を要件とする。
 - 二 試験不合格者の再受験資格は講習修了日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとし、期間内に再受験できなかった場合は再受講を要件とする。

（合否の決定等）

第8条 試験の合否は、評価員養成委員会等の議を経て財団理事長が決定する。

- 2 財団は、合格者が決定次第これを公表する。

（評価員登録）

第9条 評価員になろうとする者は、第6条に定める試験に合格し、かつ、評価員登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、試験合格後速やかに評価員登録申請書（様式1-1、1-2、1-3）を、財団に提出しなければならない。
- 3 評価員登録申請有効期間は、次によるものとする。
 - 一 評価員登録申請は試験合格の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第4項に規定する試験免除により登録申請を行う場合には、受講した日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
 - 二 登録申請有効期間内に登録を行わなかった場合には失効する。
- 4 建築評価員が、次の各号に定める講習を修了した場合には、第1項及び第2項の定めによらず、試験を免除し登録を行うことができるものとする。

- 一 CASBEE戸建評価員講習を修了した場合には、CASBEE戸建評価員の登録ができるものとする。
- 二 CASBEE不動産評価員講習を修了した場合には、CASBEE不動産評価員の登録ができるものとする。
- 5 財団は、申請を受理した場合には審査のうえ、財団の登録者名簿に登録番号、氏名、登録年月日等を登載する。
- 6 財団は、次の各号の一に該当する場合は、その登録を行わない。
 - 一 登録申請書に虚偽の記載があったとき。
 - 二 登録申請書に重要な事実の記載が欠けているとき。
 - 三 登録申請者が、成年被後見人又は被保佐人であるとき。
 - 四 登録申請者が、禁固以上の刑に処せられた者であるとき。
- 7 財団は、第5項の登録を行った場合は、登録者を公表するとともに、当該登録申請者に対し、評価員登録証（様式3）および評価員登録証明書（登録カード）（様式4）を交付する。
- 8 第5項の登録の有効期間は、試験合格の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第4項に規定する試験免除により登録する場合の有効期間は、受講後最初に実施される戸建評価員試験又は不動産評価員試験の合格日より5年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 9 前項の登録有効期間の満了後も引続き登録を希望する者は、期間満了日までに登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。
- 10 前項の規定により登録更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式2）を、財団に提出しなければならない。登録更新にあたっては第5項から第7項の規定を準用する。
- 11 登録更新を行った後の登録有効期間は、登録更新を行った日から起算して5年を経過した年度の末日までとする。登録有効期間を過ぎて登録更新しようとする場合の登録更新後の登録有効期間は別に定める。
- 12 財団理事長は、評価員養成委員会等の議を経て、評価員として必要な能力を十分有していると認められた者については、第1項から第4項の規定によらず、登録を行うことができるものとする。また、第8項に定める登録の有効期間は、登録申請を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日とみなすものとする。
- 13 その他、登録に関する必要な事項は、別に定める。

（評価員の登録抹消）

- 第10条 財団は、評価員が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、速やかに、当該評価員の登録を抹消する。
- 一 評価員から、評価員登録抹消の申請書が提出されたとき。
 - 二 登録の有効期間満了日までに、前条第10項の規定による登録更新の申請がなかったとき。
 - 三 第11条の規定により、登録取消処分となったとき。

（登録の取消）

- 第11条 財団は、評価員が次の各号の一に該当する事実がある場合は、当該評価員の登録の

取消しを行う。

- 一 評価員が業務に関し法令に基づく懲戒処分を受けたとき。
- 二 評価員が恣意的な評価を行うなど業務に関し不誠実な行為を行ったとき。
- 三 その他、この制度の実施に関して阻害するような行為を行ったとき。

2 財団は、前項の規定により登録の取消しを行う場合は、評価員養成委員会等の議を経なければならない。

(受講、受験、登録料)

第12条 講習、試験、登録及び登録更新を受けようとする者は、別に定める費用を申込時に財団に納めなければならない。

2 納入された受講料、受験料、登録料及び登録更新料は返戻しない。

第3章 評価員の業務等

(評価の対象)

第13条 評価員は、評価員の種別により次の各号により評価を行う。

- 一 建築評価員は、CASBEE新築、CASBEE既存、CASBEE改修、CASBEE新築（簡易版）、CASBEE既存（簡易版）、CASBEE改修（簡易版）、CASBEE-建築（新築）、CASBEE-建築（既存）、CASBEE-建築（改修）、CASBEE-短期使用、CASBEE-住戸ユニット（新築）、CASBEE-インテリアスペースの各CASBEE評価ツールに基づく評価を行う。
- 二 戸建評価員は、CASBEE戸建-新築、CASBEE-戸建（新築）、CASBEE戸建-既存、CASBEE-住戸ユニット（新築）の各CASBEE評価ツールに基づく評価を行う。
- 三 不動産評価員は、CASBEE-不動産及びCASBEE不動産マーケット普及版に基づく評価を行う。

(評価員の責務)

第14条 評価員は、CASBEE評価に関する業務を誠実に行うとともに、建築物の質の向上および環境配慮に努めなければならない。

2 評価員は、CASBEE評価を業として行う場合には、財団に登録された評価員であることを明示するとともに、評価結果に氏名及び登録番号を記載しなければならない。

第4章 調査および情報提供

(調査および情報提供等)

第15条 財団は、評価員のCASBEE評価の実施状況について調査を行うことができる。

2 財団が前項の調査を行うときは、評価員は情報提供に努める。

3 財団が、CASBEE評価に関する情報を公開するときは、公の事項又は情報提供者の了解が得られた事項について公開する。

第5章 雑 則

(機密保持義務)

第16条 評価員は、業務上知り得た非公開情報を漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるほか、CASBEE評価員登録制度の事業運営上必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づき登録された「CASBEE評価員」は要綱第2条第1項二の「CASBEE建築評価員」と見なすものとする。

附 則

この規程の一部改正は、平成21年2月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成24年4月11日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年6月6日から適用する。
- 2 この改正以前に、財団によるCASBEE不動産評価員登録制度要綱によって登録されていたCASBEE不動産評価員は、本要綱第2条第1項第四号に定めるCASBEE不動産評価員とみなすものとする。

(様式 1-1)

年 月 日

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理事長 殿

CASBEE 建築評価員登録申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名 _____ 印

記

1 建築評価員 受講・受験番号	(受講・受験番号)
(ふりがな) 2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 一級建築士資格	登録番号 取得年月日
5 勤務先連絡先	勤務先・部署・役職 住所 TEL — — FAX — —
6 自宅連絡先	住所 TEL — — FAX — —
7 電子メールアドレス	
8 登録後の当財団ホームページへの情報掲載について	

※顔写真別添

(様式 1-2)

年 月 日

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理 事 長 殿

CASBEE戸建評価員登録申請書

CASBEE評価員登録制度要綱に基づき評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名 _____ 印

記

1 戸建評価員 受講・受験番号	(受講・受験番号)
(ふりがな) 2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 建築士資格	(一級・二級・木造建築士) 登録番号 取得年月日
5 建築評価員登録	※CASBEE建築評価員の資格をお持ちの場合には登録番号をご記入ください。 (建築評価員登録番号)
6 勤務先連絡先	勤務先・部署・役職 住所 TEL — — FAX — —
7 自宅連絡先	住所 TEL — — FAX — —
8 電子メールアドレス	
9 登録後の当財団ホームページへの情報掲載について	

※顔写真別添

(様式 1-3)

年 月 日

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理 事 長 殿

CASBEE 不動産評価員登録申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき不動産評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名 _____ 印

記

1 不動産評価員 受講・受験番号	(受講・受験番号)
(ふりがな) 2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 建築評価員登録	※CASBEE建築評価員の資格をお持ちの場合には登録番号をご記入ください。 (建築評価員登録番号)
5 勤務先連絡先	勤務先・部署・役職 住所 TEL — — FAX — —
6 自宅連絡先	住所 TEL — — FAX — —
7 電子メールアドレス	
8 登録後の当財団ホームページへの情報掲載について	

※顔写真別添

(様式 2)

年 月 日

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理 事 長 殿

CASBEE 評価員登録更新申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき建築評価員登録更新を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名 _____ 印

記

1 氏名 (ふりがな)	
2 生年月日	
3 登録更新を受けようとする評価員登録番号	(建築評価員) 登録番号 (戸建評価員) 登録番号 (不動産評価員) 登録番号
4 勤務先連絡先	勤務先・部署・役職 住所 TEL — — FAX — —
5 自宅連絡先	住所 TEL — — FAX — —
6 更新しない資格の選択	3つ全ての資格を持つ場合には、そのうち1つについて、更新しない資格を選択することができます。更新しない資格がある場合には、それをチェックしてください。(注) 全ての資格を更新する場合には、何も選択しないで下さい。 <input type="checkbox"/> 建築評価員 <input type="checkbox"/> 戸建評価員 <input type="checkbox"/> 不動産評価員
7 登録後の当財団ホームページへの情報掲載について	

※顔写真別添

CASBEE 評価員登録証

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ((西暦)年 月 日)

評価員の種別 (建築評価員、戸建評価員、不動産評価員)

建築評価員 登録番号 (00000-00)

登録日 ((西暦)年 月 日)

有効期限 ((西暦)年 月 日)

戸建評価員 登録番号 (戸-00000-00)

登録日 ((西暦)年 月 日)

有効期限 ((西暦)年 月 日)

不動産評価員 登録番号 (ふ-00000-00)

登録日 ((西暦)年 月 日)

有効期限 ((西暦)年 月 日)

上記の者はCASBEE評価員登録制度要綱第9条第5項に基づきCASBEE評価員として当財団に登録されたことを証する

(西暦)年 月 日

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

理事長

印

(様式 4)

(表面)

C A S B E E 評 価 員 登 録 証 明 書	
氏 名	
生年月日	((西暦)年 月 日)
評価員の種別	(建築評価員、戸建評価員、不動産評価員)
建築評価員	登録番号 (00001-08)
	有効期限 ((西暦)年 月 日)
戸建評価員	登録番号 (戸00000-00)
	有効期限 ((西暦)年 月 日)
不動産評価員	登録番号 (ふ00000-00)
	有効期限 ((西暦)年 月 日)
一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構	
理 事 長	印

(写真)

(裏面)

証明事項
本証明書に記載の者はCASBEE評価員登録制度要綱第9条第5項に基づきCASBEE評価員として当財団に登録された者であることを証明します。
—注意事項—
1 本証は第三者に譲渡または貸与することはできません。
2 関係機関等の職員から「証明書」の提示を求められたときは、本証を提示して下さい。

(様式 5)

年 月 日

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理 事 長 殿

CASBEE 評価員 実績ポイント取得申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき実績ポイントを取得したいので、下記のとおり申請します。なお、記載事項は事実と相違ありません。

記

(ふりがな) 1. 氏名		
2. 生年月日		
3. 評価員登録番号 ※複数の資格を有する 場合にはそれぞれ記入	(建築評価員) 登録番号 (戸建評価員) 登録番号 (不動産評価員) 登録番号	
4. 勤務先連絡先	勤務先・部署・役職 所在地 TEL — — FAX — —	
5. 自宅連絡先	住所 TEL — — FAX — —	
6. 申請する実績ポイントの対象となる取組みの内容	取組みの内容	チェック欄
	① 当財団又は当財団が認定した機関で CASBEE 評価認証を取得した物件の評価を実施した場合	
	② ①以外の CASBEE の評価を実施した場合	
	③ 第三者が実施した CASBEE 評価の審査や確認を行った場合	
	④ 論文や雑誌等への寄稿、学会等での発表によるポイントの取得	
⑤ CASBEE 公開セミナー等への参加によるポイントの取得		

※関連資料添付